

クロチアニジンの残留基準改正に係るパブリックコメントの結果について

クロチアニジンについては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い、農林水産省から厚生労働省へ基準値設定の要請がなされたことを受け、食品安全委員会に対して食品健康影響評価の諮問を行い、その結果を踏まえ、平成 25 年 6 月 26 日の農薬・動物用医薬品部会において残留基準の改正について審議を行った。

同部会で了承された改正案については平成 25 年 10 月 4 日から 11 月 2 日にかけてパブリックコメントを実施したところであるが、厚生労働省において寄せられた意見の内容を精査するとともに、急性参照用量（ARfD）を考慮した残留基準設定のための準備が概ね整ったことも踏まえ、クロチアニジンについて、平成 26 年 4 月 7 日、食品安全委員会に対し、ARfD の設定を含めた食品健康影響評価の再評価を諮問した。

食品安全委員会による評価の結果については、平成 26 年 10 月 7 日に厚生労働省に通知され、これを受け、平成 26 年 12 月 24 日の農薬・動物用医薬品部会において、クロチアニジンの残留基準の改正案について再度審議を行い、了承された。

同部会で了承された改正案について平成 27 年 1 月 23 日から 2 月 21 日までの期間パブリックコメントを実施したので、その概要について報告する。

(1) コメント総数 271 件

(2) 主な御意見
別添のとおり

※ 御意見については、下記の①～⑧の項目に分類してそれぞれの件数と主な御意見を記載した。各項目の件数については、1通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれの項目に該当するか曖昧なものがあるため、各項目の件数はあくまでも目安である。

また、事実とは異なる御意見もあるが、あくまでも寄せられた御意見を記載した。

① 農薬の登録、使用に関する御意見（131件）

〈主な御意見〉

- ネオニコチノイド系農薬は、ミツバチの大量死の原因とされ、EUなどで規制が強化されている。因果関係が明白でなくても、予防原則に基づいて使用を規制すべき。
- 日本での使用拡大は世界の流れに逆行している。
- 見た目がきれいな野菜より、安全な野菜が食べたい。野菜の値段が高くなっても構わないので、農薬の使用をなくしてほしい。
- 無用な農薬散布は農家の方への健康被害もある。
- 有機農業や自然農法など、化学合成農薬に依存しない農業を支援してほしい。
- 目先の経済的利益ではなく、子どもや生態系を守ることを最優先と考え、農薬使用の大幅削減に取り組むべき。

② 残留基準に関する御意見（195件）

〈主な御意見〉

- 残留基準の緩和に反対である。
- 欧米に比べて基準値が高すぎる。せめてEU並に下げてほしい。
- 基準値を緩和する理由が不明である。
- 農薬としての薬効があるからといって、残留量が多くなる使用方法を認めることには慎重であるべき。現行の基準を超える残留性が認められるのであれば、当該作物への使用を禁止するか休薬期間を長く設定すればよく、残留基準を緩和する必要はない。
- 日常的に摂取量が多い農作物の基準値を引き上げることは、日本の食の安全性を損なうものである。
- 子どもや妊婦に推奨される栄養価の高いほうれんそうで非常に高い基準が設定されていることは問題である。
- 同じような摂取量・調理法の食品で基準値に大きな差があるのは疑問である。
- 農薬メーカーの利益の為に基準値を緩和すべきではない。

③ 暴露評価に関する御意見（１２件）

〈主な御意見〉

- 許容量以下だから大丈夫であるといっても、一日に一つの食品を摂取するだけではなく何百種類もの化学合成物質を飲食物から、そして殺虫剤や除草剤なども空気中から吸い込んでしまっている。他の食品や水、大気からの摂取も合わせて考慮すべき。
- 理論的一日最大摂取量（TMDI）の対 ADI 比について、他の年齢区分に比べて農薬など化学物質の影響を受けやすい幼小児が成人のほぼ２倍になることは問題である。

④ 毒性評価に関する御意見（５６件）

〈主な御意見〉

- 虫を殺す農薬は人間にも有害である。
- ネオニコチノイド系農薬は神経に作用する農薬であり、人の脳、特に子どもに対する影響が懸念される。発達神経毒性に関して十分に検討すべき。
- ニコチンについては、妊婦が喫煙すると早産、低体重出産、ADHD（注意欠陥・多動性障害）などの悪影響が出ることが分かっているが、ニコチンと似た構造のネオニコ系農薬に同じ毒性があっても不思議ではない。
- 急性参照用量（ARFD）を示したことは評価できるが、その値が EU よりも６倍高い。

⑤ 残留農薬検査に関する御意見（０件）

なし

⑥ 食品の輸出に関する御意見（９件）

〈主な御意見〉

- 高い基準値では海外に対して農産物を輸出できない。
- 食の安全が注目されている昨今、むしろ規制を強化するほうが、日本の農産物のブランド価値も高まり、国際的にも勝負できる。

⑦ 環境影響に関する御意見（１０１件）

〈主な御意見〉

- 生態系への影響が懸念されている農薬については、予防原則に従って慎重に検討すべき。奇跡的な自然のバランスは一度損ねてしまえば人間には作り直せない。いったん販売中止にして生態系への影響を検証すべき。
- 人間への影響だけではなく、農薬の使用が環境やミツバチなどに与える影響を考えて規制してほしい。人体に直ちに影響がなかったとしても、ミツバチに影響が出ている

のは明らかであり、長期的に見れば巡り巡って人に影響するはず。

- 温暖湿潤な気候の日本で、農薬を使わずに安定した品質の農産物を生産することは容易ではないが、農薬の使用が、耐性を持つ病害虫の登場を促し、生態系に大きな負の影響を与えている。
- 放射能や二酸化炭素を始め、食品添加物、薬品などあらゆる化学物質がどんどん地球環境に対し影響を及ぼしている。
- 企業の圧力に屈せず、無理な経済成長をあきらめ、安全な自然環境のなかで生きていけることが一番の幸せである。

⑧ その他の御意見（９０件）

〈主な御意見〉

- 前回のパブリックコメントで多くの反対意見があったにも関わらず、それが反映されていない。パブリックコメントの意味がない。
- メーカーの利益よりも消費者や環境のことを考えてほしい。
- 外国から圧力を受けているのか。外国から農薬まみれの野菜を輸入したいのか。
- 福島原発事故により放射能で汚染されており、その分だけ農薬を減らすべき。
- これから人口減少に向かう中で、量産型ではなく良質を目指して国民一人一人の健康を増進する方向に舵を切るべき。それが医療費抑制につながり、財政健全化の観点からも国益に叶う。

クロチアニジンの基準改正に係るパブリックコメントの結果について

平成 26 年 3 月 18 日

農薬・動物用医薬品部会

クロチアニジンについては、農薬取締法に基づくほうれんそう及びはくさい等への適用拡大申請に伴い、平成 22 年 11 月に、農林水産省から厚生労働省へ基準値設定の要請がなされた。その後、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、平成 25 年 6 月に、本部会で残留基準改正について審議を行い、同年 10 月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ報告し、消費者庁協議を実施した。この手続と併行して、同年 10 月 4 日から 11 月 2 日までの期間パブリックコメントの募集を行ったが、多くの意見が寄せられたことから、その概要について報告する。

1. コメント総数 1 6 5 7 件

2. 内訳及び主な意見※

①農薬の登録、使用に関する意見 (694件)

- ・ EUで禁止された農薬は、日本でも禁止にすべきである。
- ・ 農薬として薬効があっても、残留量が多くなるような使用方法を認めるべきではない。

②残留基準値(案)が適切ではないとの観点からの意見 (1405件)

- ・ 欧米に比べて基準値が高すぎる。
- ・ 基準値がどのように決められたのか明確ではない。

③暴露評価に関する意見 (12件)

- ・ ADI 占有率の 80%以下を安全性の目安とすること、幼小児の ADI 占有率が成人の 2 倍になることなど、この暴露評価の方法自体に問題がある。
- ・ ADI 占有率への寄与率の大きいほうれんそう、茶の基準は削除すべき。
- ・ 急性参照用量 (ARfD) を考慮した評価が必要である。

④毒性評価に関する御意見 (99件)

- ・ 神経に作用する農薬であり、人の脳や、子供への影響が懸念される。

⑤残留農薬検査に関する意見 (2件)

- ・ 残留検査を徹底すべきである。

⑥食品の輸出に関する意見 (15件)

- ・ 基準値が高すぎると、日本の野菜を輸出できないのではないか。

⑦環境汚染に関する意見 (210件)

- ・ 環境や蜜蜂への影響を長期的に調査すべきである。

⑧その他の意見 (6件)

- ・ パブリックコメントの存在が広く知られていない。

※ () 内の件数について、1 通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれのグループか曖昧なものがあるため、件数はあくまでも目安である。また、事実とは異なる意見もあるが、あくまでも寄せられた意見を記載した。

